

令和6年

上尾市教育委員会4月定例会
議案資料

上尾市教育委員会行政文書管理規程の制定について

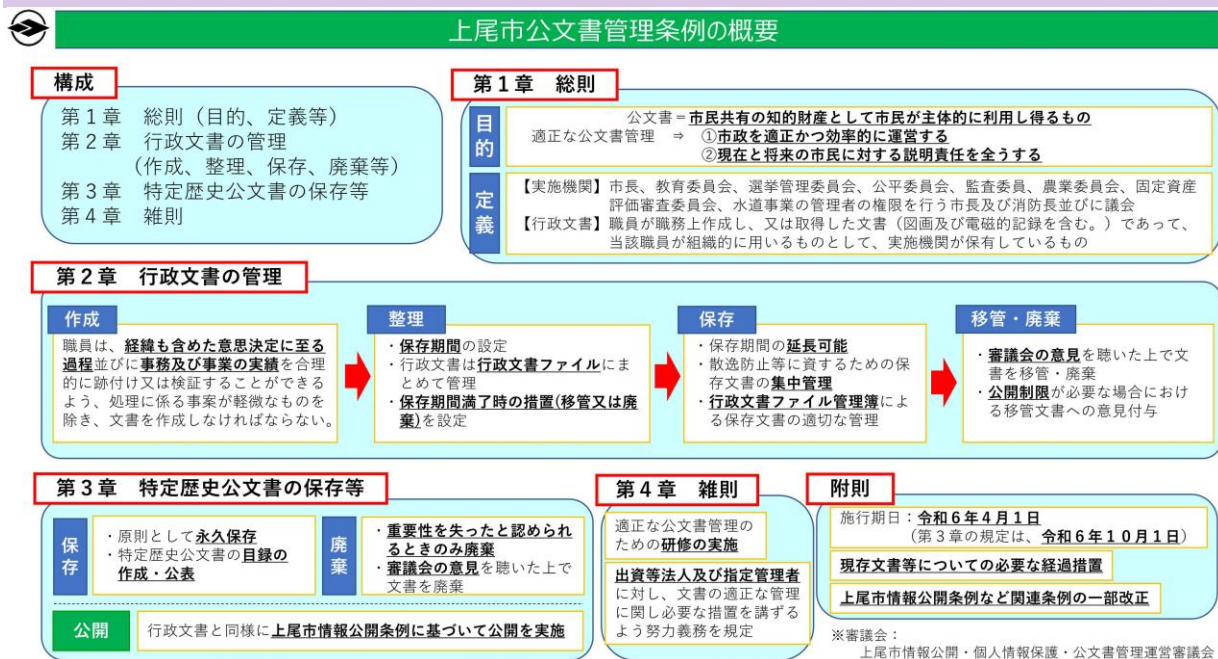
上尾市公文書管理条例の目的および制定の経緯

上尾市では、令和6年4月1日に「上尾市公文書管理条例」を施行しました（※特定歴史公文書に関する規定は令和6年10月1日施行予定）。

この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書を市民共有の知的資源として位置づけ、公文書の管理に関する基本的事項を定めることで、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存等を図り、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在だけでなく将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としています。

本市では、過去に新図書館に関する問題等において公文書の作成に関し、議会等から指摘を受けたこと等を踏まえ、市全体の共通ルールを定めることで公文書の適正な管理を実現し、公正で透明性の高い市政運営を一層推進するため、公文書管理条例を制定しています。

上尾市公文書管理条例（令和6年4月1日施行（一部を除く））の概要



公文書管理に関する条例・規則等

適正な公文書管理を実現するため、上尾市公文書管理条例のほか、以下のように規則等を定めています。

